

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和元年9月6日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1900004号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1900005号

## 第1 結論

昭和44年1月から昭和51年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年1月から昭和51年9月まで

昭和49年あるいは昭和50年頃に、A市役所で国民年金の加入手続を行い、遡って請求期間に係る国民年金保険料も納付した。その納付額については、同市役所の年金担当者と相談して決め、B郵便局で納付した。請求期間の保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続後、遡って請求期間の国民年金保険料も納付したと主張しているところ、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和53年10月2日に社会保険事務所(当時)からA市に払い出された記号番号の一つであることが確認でき、当該記号番号前後の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、請求者の国民年金の加入手続は、同年11月頃に行われたものであると考えられる。これは、請求者が「福田赳夫総理の時(昭和51年12月24日から昭和53年12月7日まで)に、国民年金の特例納付を知り、国民年金の加入手続を行い、保険料の納付について相談した。」と回答していることとも符合する。

また、請求者は、上記の国民年金の加入手続を行った際に、国民年金保険料の納付制度が開始された昭和36年4月1日に遡って被保険者資格を取得したものであると考えられるところ、当時実施されていた第3回特例納付を利用することにより、請求期間を含む同年4月から昭和51年9月までの保険料の納付も可能であった。

さらに、A市の請求者に係る国民年金被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)及び日本年金機構が保管する請求者に係る国民年金被保険者台帳(以下「特殊台帳」という。)により、昭和51年10月から昭和53年3月までの国民年金保険料の過年度納付書が発行されたこと及び当該期間の保険料が過年度納付されたこと、並びに昭和36年4月から昭和42年3月ま

での期間（うち、昭和 36 年 4 月から昭和 37 年 12 月までの期間については、脱退手当金の支給済期間との重複が判明したことから、令和元年 5 月 30 日に、昭和 42 年 4 月から昭和 43 年 12 月までの期間に付け替える処理が行われている。）に係る第 3 回特例納付分の納付書が発行されたこと及び当該期間の保険料が特例納付されたことが確認できる。

しかしながら、請求者が国民年金の加入手続を行った時点では、第 3 回特例納付を利用する以外に納付方法のない請求期間については、被保険者名簿及び特殊台帳に特例納付保険料の納付書が発行された旨の記載はなく、請求期間の保険料が特例納付された記録もない。

また、i) 請求者の回答により、請求者の母が、請求者に国民年金への加入及び国民年金保険料の納付を勧める前に読んでいたことがうかがえる「広報 A」（昭和 53 年 8 月 15 日発行）には、「国民年金の老齢年金を受けるには 25 年以上保険料を納めなければなりません。」という記載とともに第 3 回特例納付が広報され、特例納付は老齢年金の受給資格期間を満たすことを重視していたものと考えられること、ii) 請求者が国民年金の加入手続を行ったと考えられる昭和 53 年 11 月を基準にすると、保険料の徴収権が時効により消滅していない期間（24 か月）、特殊台帳等において確認できる特例納付を行った期間（72 か月）及び請求者が 60 歳に達する日の属する月の前月までの保険料を納付した場合の期間（\* か月）を合算すると\* か月となること、iii) 特殊台帳により、請求者は、昭和 54 年 1 月に保険料の過年度納付を行った後、昭和 36 年 4 月から昭和 42 年 3 月までの 6 年度（72 か月）分の保険料を、昭和 54 年 3 月から 3 か月ごとに 1 年度分ずつ定期的に納付し、最後（分割納付の 6 回目）の昭和 41 年度分の保険料を特例納付したのは、第 3 回特例納付実施期間の最終月である昭和 55 年 6 月であることが確認できることから、請求者は、保険料の未納期間の全てではなく、請求者が老齢年金の受給資格を得るために必要な 300 か月（25 年）を満たすよう、被保険者名簿及び特殊台帳の記録のとおり、昭和 51 年 10 月から昭和 53 年 3 月までの保険料を過年度納付し、昭和 36 年 4 月から昭和 42 年 3 月までの保険料（72 か月分）を特例納付することで、老齢年金の受給資格を得られるようにしたと推認することができる。

さらに、請求者は、過去の全ての国民年金保険料の未納期間の保険料を納付したのではなく、「将来、確実に年金を受給することができるように、過去の保険料の未納期間について、保険料を納付することにした。」と回答している一方、納付場所として B 郵便局及び C 銀行 D 支店を記憶しているものの、請求期間を含む保険料の納付回数、納付額等については、具体的な回答がなく、請求期間に係る保険料の納付状況は不明である。

加えて、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索を行ったが、請求者に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1900022号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(脱)第1900001号

## 第1 結論

昭和28年7月4日から昭和36年2月1日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和10年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和28年7月4日から昭和36年2月1日まで

支給済期間 : ① 昭和28年7月4日から昭和31年3月30日まで  
② 昭和31年7月15日から昭和36年2月1日まで

私は、A事業所(支給済期間①)及びB事業所(支給済期間②)における厚生年金保険の加入期間について、年金記録上、脱退手当金を支給されたことになっているが、脱退手当金の説明を受けたことも請求したこともない。調査の上、請求期間について、厚生年金保険被保険者として年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者のB事業所(支給済期間②)の脱退手当金の支給に係る最終事業所。以下「最終事業所」という。)に係る厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、オンライン記録により確認できる請求者の請求期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りはなく、請求者の脱退手当金は最終事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和36年8月3日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、支給済期間②に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び最終事業所に係る被保険者名簿によると、支給済期間②の厚生年金保険被保険者記号番号(以下「記号番号」という。)を取り消し、別の記号番号で管理されていたA事業所の記号番号へ統合する処理(重複取消)が、請求者が最終事業所を退職した約2か月半後に行われていることを踏まえると、脱退手当金の請求時に併せて統合処理が行われたと考えるのが自然である。

さらに、請求者の脱退手当金が支給決定（昭和 36 年 8 月 3 日）された当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できない制度であったことから、請求期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴がない請求者が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

このほか、請求者から聴取しても、受給した記憶がないと述べているほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。